



佐賀県公報

平成18年
4月10日
(月曜日)
第12740号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定 (二七七・子ども課) 一
- 救急病院の認定 (二七八・医務課) 二
- 道路の区域の変更 (二七九・道路課) 二
- 道路の供用開始 (二八〇・") 二
- 道路の区域の変更 (二八一・") 三
- 道路の供用開始 (二八二・") 三
- 証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更 (二八三・会計課) 三
- 職員申請システムの機器設備及び稼働環境の借入れに係る制限付
一般競争入札 (情報・業務改革課) 三
- グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖造成事業による造成敷地
の予約譲受人の公募 (新産業課) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 八
- 〃 () 八

告示

◎佐賀県告示第二百七十七号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-1	ナマイキッ! 5月号	㈱竹書房	06909-5	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	18-2	華漫 COMIC 快樂天 Vol.5 Yha! Hip&Lip 5月号増刊	㈱ワニマガジン社	08878-5 ㊦-2006-5/22	
〃	18-3	コミック まあるまん 本当にあったHな話 5月号	㈱ぶんか社	13701-5	
〃	18-4	話王 82号 5月号	㈱ぶんか社	19819-5	
〃	18-5	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.101 5月号	KKベストセラーズ	04039-05	
〃	18-6	ザ・ベストMAGAZINE No.264 5月号	KKベストセラーズ	14003-05	
〃	18-7	月刊 メルフレ ポンパー NO-060 5月号	KKベストセラーズ	08513-05	
〃	18-8	DVD MAX 恋愛美人イフ 5月号増刊	㈱セブン新社	19616-5 ㊦-5/16	
〃	18-9	@BUNTA あっと・ぶんた! 5月号	㈱コアマガジン	11537-05	
〃	18-10	海賊ナンバーワン 5月号	㈱竹書房	02461-5	
〃	18-11	GON! [月刊 ゴン!] 5月号	ミリオン出版㈱	03911-05	
〃	18-12	増刊 特冊新鮮組 特冊新鮮組TIMES 5/7号	㈱竹書房	24396-5/7 ㊦-5/22	
〃	18-13	MAZi! 【マジ!】 vol.26 5月号	ミリオン出版㈱	18275-5	
〃	18-14	これッ!本気 H話 バカH 第26号 5月号	マイウェイ出版㈱	17423-5	
〃	18-15	別冊 本当にあったHな話 5月号	㈱ぶんか社	18135-5	

◎佐賀県告示第二百七十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	平成一八年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	外科系、内科系、小児科系

◎佐賀県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年四月十日から平成十八年五月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員・延長

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員・延長
佐賀市久保泉町大字川久保字平原五二七三番一地从先から佐賀市久保泉町大字川久保字成瀬五二一六番一八地先まで	後	三二・六 ハ・五
	前	三二・六 五・一
佐賀市久保泉町大字川久保字浦五五七三番二地先から佐賀市久保泉町大字川久保字今峠五八七六番一地从先まで	後	三九・二 七・五
	前	二五・〇 五・三
佐賀市久保泉町大字川久保字平原五二七三番一地从先から佐賀市久保泉町大字川久保字成瀬五二一六番一八地先まで	後	一、一六三・二
	前	一、一七〇・二
佐賀市久保泉町大字川久保字今峠五八七六番一地从先まで	後	五七七・七
	前	五八八・二

◎佐賀県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年四月十日から平成十八年五月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀脊振線	佐賀市久保泉町大字川久保字平原五二七三番一地 先から 佐賀市久保泉町大字川久保字成瀬五二一六番一八 地先まで 佐賀市久保泉町大字川久保字后浦五五七三番二地 先から 佐賀市久保泉町大字川久保字今峠五八七六番一地 先まで	平成一八・四・一〇

●佐賀県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年四月十日から平成十八年五月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三地先から	佐賀市高木瀬東六丁目四〇六番 三七地先まで	二・三・七	七五・一・五
	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三地先から	佐賀市高木瀬東六丁目四〇六番 三七地先まで	二〇・五 六・〇	七五・一・一

●佐賀県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年四月十日から平成十八年五月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番三地从先から 佐賀市高木瀬東六丁目四〇六番三七地先まで	平成一八・四・一〇

●佐賀県告示第二百八十三号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十八年四月十日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の 氏名又は名称	変更事項	変更前後		変更年月日
		変	更	
山崎 順史	売りさばき 所の位置	杵島郡北方町大字志久五八二番地	武雄市北方町大字志久五八三四番地一	平成一八年 三月一日

○公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成18年4月10日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出	
<p>1 制限付一般競争入札競争入札に付する事項</p> <p>(1) 賃貸借物品等の名称及び数量 職員申請システムに係る機器設備及び稼働環境 1式</p> <p>(2) 賃貸借内容 入札説明書による。</p> <p>(3) 賃貸借期間 平成18年7月1日から平成23年3月31日まで</p> <p>(4) 納入等場所 落札者の申請により県が認めた場所</p> <p>2 入札参加資格及び条件に関する事項</p> <p>入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。</p> <p>(4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信事業者であること。</p> <p>(5) I S M S (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を取得し、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。</p> <p>(6) 別途入札説明書に記載する要件を満たす適切な建物及び運用体制が整備されたインターネットデータセンター(I D C)で、ホスティングサービス</p>	<p>ス(セキュリティが高い環境を低コストで提供でき、災害等にも強い建物で、必要なハードウェア・ソフトウェアの貸し出しや機器等の監視等を含めた稼働環境の提供サービス)の提供ができること。</p> <p>3 入札手続きに関する事項</p> <p>(1) 担当課</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課 総務事務効率化センター(新行政棟2階)</p> <p>電話 0952-25-7089 FAX 0952-25-7523 E-mail jouthou-gyounu@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間 平成18年4月10日(月)から4月24日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。</p> <p>イ 提出期限 平成18年4月24日(月)午後5時</p> <p>(郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「職員申請システムに係る機器設備及び稼働環境提供業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。)</p> <p>期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年4月28日(金)までに通知</p>

<p>します。</p> <p>(4) 入札者の資格の喪失 入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所 ア 日時 平成18年5月22日(月) 午前9時 (入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、平成18年5月19日(金)午後5時までに3の(1)に必着とします。また、封筒に「職員申請システムに係る機器設備及び運用環境入札書在中」と朱書きしてください。)</p> <p>イ 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 ア 日時 平成18年5月22日(月) 午前10時 イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 71号南会議室(新行政棟7階)</p> <p>(7) 開札に関する事項 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。</p> <p>(8) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号に該当するときは免除し得ます。</p>	<p>(9) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 入札方法に関する事項 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載することとします。</p> <p>(11) 落札者の決定方法 ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。 イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。 ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行います。 エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。 オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

れがあつて著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

(12) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやさい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に卒の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(13) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができません。

(14) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

(15) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成の要否

(3) 談合情報があつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) この調達契約は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。

5 Summary

(1) Leased object :

Equipment maintenance and operation environment which relate to personnel application system.

(2) Rental Period :

From July 1,2006 to May 31, 2011.

(3) Delivery Place :

The place that Saga prefectural government authorized for the request from successful bidders.

(4) Date and time for the opening bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at 9:00 a.m. on May 22 , 2006.

If sending by mail, tenders must be received by 5:00 p.m. on May 19 , 2005.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:00 a.m. on May 22 , 2005.

(5) Contact Point for the notice :

Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarter, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga, 840-8570, Japan
Tel.0952-25-7273 Fax.0952-25-7523

グリーン・ロジステイクス・パーク鳥栖(鳥栖流通業務団地)造成事業による造成敷地の予約譲受人を次のとおり公募します。

平成18年4月10日

佐賀県知事 古川 康

1 予約譲受人の資格 次の要件を満たす者であること

- (1) 分譲用地において、自ら流通業務施設を経営しようとする者
- (2) 流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者
- (3) 譲渡の対価の支払能力がある者
- (4) 土地引渡日又は土地使用貸借開始日から2年以内に流通業務施設を建設し操業を開始できる者

2 造成敷地の所在地

鳥栖市幡崎町、姫方町、原町及び飯田町

3 造成敷地の用途

流通業務施設の建設用地

4 分譲面積及び分譲単価

別記のとおり

5 申込受付期間

平成18年4月24日(月)から4月28日(金)まで

なお、申込受付期間内に申込みがなかった場合は、随時申込みを受け付けます。

6 その他

詳細については、佐賀県農林水産商工本部新産業課 企業誘致担当(電話0952-25-7097(直通))にお問い合わせください。

別記(分譲面積及び分譲単価)

街区	区画番号	分譲面積(暫定)	1平方メートル当たり分譲単価
6	①	11,700㎡	29,500円
	②	56,100㎡	29,500円
9	①	17,900㎡	31,200円
	②	16,900㎡	30,900円
	③	16,300㎡	31,900円
14	①	5,100㎡	25,300円
	②	5,000㎡	25,800円
15	①	11,500㎡	24,500円
	②	9,700㎡	25,300円
	③	12,100㎡	29,600円
16	①	21,500㎡	29,600円

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年4月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市佐志字総原1619番1、1619番59、1619番60、1619番75及び1619番76
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
唐津市柴町2569番地1
唐津市農業協同組合

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年4月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鹿島市大字納富分字船松2975番4、2981番5及び2981番6並びに字天神3197番4から3197番11まで(1工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市鍋島町大字八戸1394番地1
株式会社ミサワホーム佐賀

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年四月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

